

## 至誠館大学国際交流委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条の規定に基づき、至誠館大学国際交流委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本学における国際交流及び国際的な連携協力の推進のための活動及び事業を実施するために必要な事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、国際交流活動及び国際協力活動の実施に関し、次に挙げる事項を審議する。

- (1) 学術交流の実施に関する事項
- (2) 大学間交流協定の締結・更新に関する事項
- (3) 外国人研究者の受け入れ・支援に関する事項
- (4) 学生の国際交流に関する事項
- (5) その他国際交流活動及び国際協力活動実施に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は次の者をもって組織する。

- (1) 教育職員の中から学部長が指名した者
- (2) 事務局長
- (3) その他学部長が必要と認めた者

(任期)

第5条 前条第1号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第4条第1号及び第3号に掲げる委員の中から学部長が指名する。副委員長は委員長が委員のうちから指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 部会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務課が処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制定 平成19年 4月 1日 (制 定)

改正 平成23年10月27日 (第1回改正)

平成26年 4月 1日 (第2回改正)

平成31年 4月 1日 (第3回改正)

令和 6年 4月 1日 (第4回改正)